

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	障がい者医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、障がい者医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者医療費の助成
②事務の概要	市で定められた対象者(障がい者)に、かかった医療費の助成を行っている。 資格取得の要件の中に所得制限があり、本人、扶養義務者および同世帯の者の所得状況を確認し、認定の可否を行う。 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	障がい者医療費システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

障がい者医療費の助成関係ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに別表第2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4046 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市福祉部福祉ささえあい課	松阪市健康福祉部地域福祉課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉ささえあい課長 浅井 嘉人	地域福祉課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市福祉部福祉ささえあい課	松阪市健康福祉部地域福祉課	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年4月19日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取得者数	平成28年1月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則【番号法第19条第14号規則】 (平成27年9月28日特定個人情報保護委員会規則第3号)	・番号法第19条第9号 ・市番号条例第4条	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	Ⅱ しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	松阪市健康福祉部地域福祉課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域福祉課長	保険年金課長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	松阪市健康福祉部地域福祉課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4046 FAX 0598-26-9113 E-mail fuk.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4046 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
令和6年6月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市で定められた対象者(障がい者)に、かかった医療費の助成を行っている。 資格取得の要件の中に所得制限があり、本人、扶養義務者および同世帯の者の所得状況を確認し、認定の可否を行う。	市で定められた対象者(障がい者)に、かかった医療費の助成を行っている。 資格取得の要件の中に所得制限があり、本人、扶養義務者および同世帯の者の所得状況を確認し、認定の可否を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年6月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者医療費システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム	障がい者医療費システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和6年10月4日	Ⅰ 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表第1並びに別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】 (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第2項(利用範囲) 松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例【市番号条例】 (平成27年松阪市条例第43号) ・市番号条例第4条(個人番号の利用範囲)及び別表並びに別表第2	事後	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	